

事業主 各位

全国建設企業年金基金

## 基金加入者の範囲拡大について

平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第13回代議員会（令和4年1月26日開催）で議決された加入者範囲拡大等に係る基金規約の変更につきまして、先般、厚生労働大臣より認可を受けました。これにより、希望される事業所様については65歳以上の厚生年金被保険者についても基金の加入対象者とすることが可能となります。

ただし、実際に加入者範囲を拡大（65歳未満→70歳未満）するには、事業所ごとに別途規約変更手続きが必要となりますので、下記の内容をご確認いただき、8月15日（月）までにご連絡くださいますようお願い申し上げます。なお、加入者範囲を現状のままとする事業所様におかれましては、お手続きの必要はございません。

### 記

#### ○ 規約変更（令和4年5月1日施行）の概要

##### 【目的】

改正高年齢者雇用安定法の施行に対応し、従業員の福利厚生を充実させる観点から65歳以上の従業員を基金加入者とすることができるようにする（事業所単位）。また、各事業所様の対応にかかわらず年金支給開始年齢の選択肢を広げ、雇用形態の変化及び加入者のニーズに応じられる制度設計とする。

##### 【主な変更内容】

- ・ 在職者の資格喪失年齢 65歳（一部を除く）→ 原則65歳（希望する事業所については70歳）
- ・ 老齢給付金及び脱退一時金の支給要件と繰下げ期間 ⇒ 別紙をご参照ください

#### ○ 当面のスケジュール（加入者範囲の拡大を希望される事業所様のみ）

～令和4年8月15日	基金へ変更希望の連絡
～令和4年8月31日	基金に加入形態変更申込書を提出
令和4年9月～11月	年金数理計算により給付減額とみなされるかを判定 <sup>※1</sup>
令和4年11月～令和5年1月	（減額と判定された場合）同意を取得し、基金に提出 <sup>※2</sup>
令和5年4月1日	拡大後の加入者範囲を適用（減額判定された場合は厚生労働大臣の認可が必要）

※1 加入期間が長くなることにより実際の給付額は増加しますが、資格喪失年齢を引き上げることにより、給付現価（将来の給付予想額を予定利率2.0%で現在価値に計算したもの）が減少する場合、現行の行政指導では給付減額と判定されてしまいます。

※2 給付減額に該当する場合、減額対象加入者の3分の2以上の同意が必要（当該加入者の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は当該労働組合の同意も必要）となります。

以上

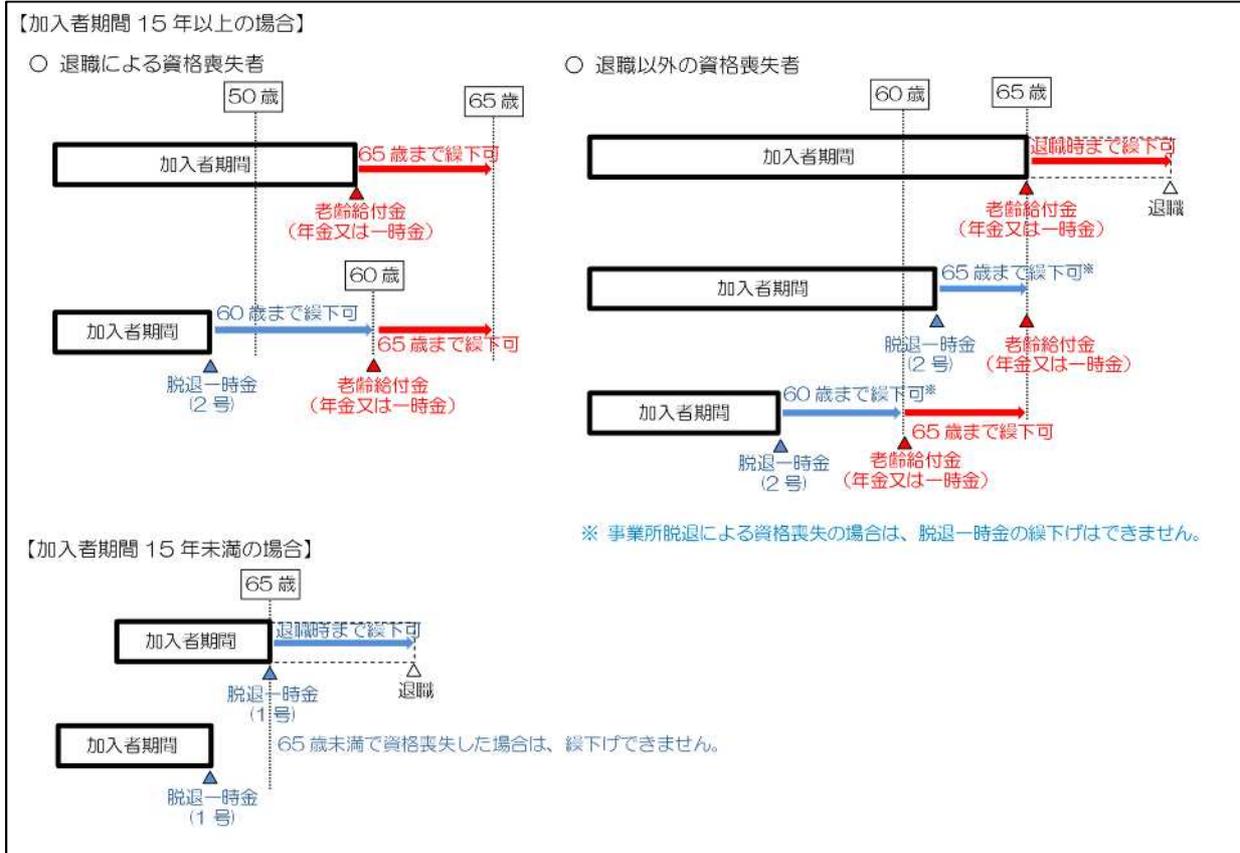
#### 問合せ先

全国建設企業年金基金 総務企画班（担当 日高・小澤）

電話 03-6825-7999

# 老齢給付金及び脱退一時金の支給要件と繰下げ期間について

## 【変更前】



## 【変更後】

